

## 防府地域職業訓練センター指定候補者選定委員会設置要綱

平成25年6月28日制定

(設置の目的)

第1条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）第4条及び第5条に規定する指定候補者（以下「指定候補者」という。）の選定等について公正かつ適正な執行を確保するため、防府地域職業訓練センター指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 産業振興部長
- (2) 山口県東部高等産業技術学校1名
- (3) 防府商工会議所1名
- (4) 山口県中小企業団体中央会1名
- (5) 山口県職業能力開発協会1名

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又

は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 この委員会の庶務は、産業振興部商工振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。